

熱海土木事務所都市計画課/熱海土木事務所/土木部  
2003/03/24 18:05

送信者: [Redacted]  
宛先: [Redacted] 建築耐震/建築安全推進室/都市住宅部  
cc:  
件名: 伊豆山宅造の件について(その3) ウイルスチェック済

このことについて、再び、今日 [Redacted] から電話連絡がありました。  
その対応記録を送付します。  
弁明の機会の付与通知については、日付けで発送する準備を  
していたところに、今回の電話があり、1日2日のずれを急ぐことは  
ないということから、明日の報告を待つて行うことになりました。  
(今日は、建築住宅課長がいらっしゃいます。)  
これにより、今年度内の工事停止命令は完全になくなりました。

熱海土木 都市計画課 [Redacted]



[Redacted] のやりとり(150324)報告.doc

供 覧				
総室長	室 長	技 監	室 員	担 当
[Redacted]				

の付与通知  
 25日  
 (25日)  
 提出し合ふに相違の付与通知  
 提出され  
 (以上熱海土木)  
 H15.3.24 (A)

<電話対応記録>

所長	次長	総課長	務長	建築住宅課長	都市計画課長	課 僚	担 当

1 日 時 平成 15 年 3 月 2 4 日 (月) 14 : 00 頃

2 発信者

3 受信者 熱海土木事務所建築住宅課

4 内 容 やりとりは、以下のとおり。

が受け、報告内容〔現在の敷地の状況についての資料〕を明示する図面のことになったので、電話を変わり対応をしました。

「現在の敷地の状況についての資料」の図面のことということでよろしいでしょうか。

ええ。今、今後の計画と当面の防災計画を東京のしっかりとしたところに委任していて、都市計画法の方でうちでやるものについては信用できないという判断が下っているんで、うちでは手が出せなくなっているんで。それで、資料が東京の方に行ってしまうんで、うちに何もありませんよ。変更の申請の図面ではだめですか。

通知にあるように、許可済みの図面を使って下さい。

多少、計画が変わっていますがいいですか。一番下の道の奥の宅地について、大きさなどが変わってきてしまっているんですけど。

変わっているところがあれば、変わっていると判るように色を変えて線を引くなどしていただければ結構です。

東京に(資料が)全部あるので、すぐにできるかわからない。そちらの正本をコピーできないでしょうか。

基本的には、副本を使っていたきたい。東京から(取り寄せるのに)時間がかかるなど、理由があるならば、相談に乗りますが。

取り合えず、明日、そちらに写真を、都市計画法で出したもののコピーですが持っていきます。後から、いろいろ写真は出てきたけど、都市計画法のほうで工事停止命令の処分が出てしまっているんで、無駄なことはよします。ボーリングも掘ったんですけど、2本じゃ足りないと言われたので。

追加のものがあるならば、提出してしていただければいいですが。

いいです。余分なことはしません。宅造法で、処分が違うというのならば出しますが、(処分が)変わりますか。今後の処分のことについても伺いたいのですが。

都市計画法と宅造法の技術基準はほぼ同じですので、変わるようなことはないと思いますが、とにかく、報告書の内容を見て判断したいと思います。

とりあえず、明日写真を持って伺います。

写真だけでしょうか。

そうですが。

提出していただくなら、文書として提出してください。

文書というのは、都市計画法の弁明書をコピーすればいいのですか。

それは違います。今回は、宅造法として報告を求めているので、宅造法の報告としての文書ということです。

判りました。何か、「報告はありません。」のような文書にして出します。

お時間は伺いましたでしょうか。

午前中に伺います。

分かりました。